

[標準様式例6-2]

第2回(最終)契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月 4日
契約業者名	大林道路株式会社 東京支店
契約業者の住所	東京都港区港南二丁目15番1号
工事の名称	R6圏央道側道舗装修繕他その1工事(第2回変更)
工事場所	自)埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 至)埼玉県久喜市原
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路修繕 1式 道路土工 1式 舗装工 1式 排水構造物工 1式 縁石工 1式 防護柵工 1式 区画線工 1式 道路付属施設工 1式 構造物撤去工 1式 応急処理工 1式 仮設工 1式 共通仮設費 1式 技術管理費 1式
工期(自)	令和 6年12月 3日
工期(至)	令和 7年12月 26日
契約前の変更金額	¥191,158,000
変更金額	増 ¥40,700,000
変更後の契約金額	¥231,858,000

	<p>1. 道路土工 1) 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、掘削工を増工する。 2) 現地調査の結果、地形に合わせた施工に伴う端物が発生したため、防草シートのロス率を計上する。</p> <p>2. 舗装工 1) 現地調査の結果、施工面積に差異があったため、舗装打換え工、切削オーバーレイ工を変更(減)する。 2) 現地調査の結果、橋梁部の舗装に損傷があったため、切削オーバーレイ工の一部を橋梁部施工に合わせた規格に変更する。 3) 監督職員との協議の結果、施工範囲の変更が生じたため、透水性舗装工を変更(減)する。 4) 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、アスファルト舗装工(歩道部)(開口部)を増工する。</p> <p>3. 排水構造物工 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、側溝工を増工する。</p> <p>4. 縁石工 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、縁石工を増工する。</p> <p>5. 防護柵工 1) 監督職員と協議の結果、支給品での対応が可能となったため、金網・支柱(立入防止柵)、門扉の一部を支給品に変更し、運搬処理工を追加する。 2) 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、大型伸縮門扉を追加する。</p> <p>6. 区画線工 現地調査の結果、施工延長に差異があったため、区画線工を減工する。</p> <p>7. 道路付属施設工 関係機関との協議の結果、車両進入対策が必要となったため、車線分離標を変更(増)する。</p> <p>8. 構造物撤去工 1) 関係機関との協議の結果、管理者基準に基づいた転落防止柵を設置する必要が生じたため、転落防止柵撤去を追加する。 2) 関係機関との協議の結果、大型車両の出入りを考慮する必要が生じたため、排水構造物取壊し工、縁石撤去工を追加し、運搬処理工を変更(増)する。</p> <p>9. 応急処理工 監督職員との協議の結果、物価の変動に対応するためにインフレスライドを実施することとしたため、応急処理作業工をスライド基準日前と基準日後に変更する。</p> <p>10. 仮設工 監督職員との協議の結果、物価の変動に対応するためにインフレスライドを実施することとしたため、交通誘導員をスライド基準日前と基準日後に変更する</p> <p>11. 共通仮設費 監督職員との協議の結果、快適トイレを追加したため、営繕費を追加する。</p>
--	--